

日本国际交流基金赞助出版

日语 国际贸易实务 全→攻

张继文 崔艳伟 编著

略

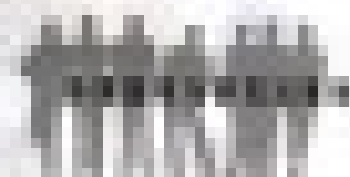
外语教学与研究出版社

中国对外贸易发展报告

日语 国际贸易实务 全一攻

王健 王健 王健 王健

略



承蒙日本国际交流基金赞助出版

日语 国际贸易实务 全→攻

F740.4/94

2007

张继文 崔艳伟 编著

略

外语教学与研究出版社
北京

图书在版编目(CIP)数据

日语国际贸易实务全攻略 / 张继文, 崔艳伟编著. — 北京: 外语教学与研究出版社, 2007.3

ISBN 978-7-5600-6452-9

I. 日… II. ①张… ②崔… III. 国际贸易—贸易实务—日文
IV. F740.4 H36

中国版本图书馆 CIP 数据核字 (2007) 第 027125 号

出 版 人: 李朋义

责任编辑: 孙 菲

封面设计: 孙莉明

出版发行: 外语教学与研究出版社

社 址: 北京市西三环北路 19 号 (100089)

网 址: <http://www.fltrp.com>

印 刷: 北京市鑫霸印务有限公司

开 本: 850×1168 1/32

印 张: 10.75

版 次: 2007 年 3 月第 1 版 2007 年 3 月第 1 次印刷

书 号: ISBN 978-7-5600-6452-9

定 价: 16.90 元

* * *

如有印刷、装订质量问题出版社负责调换

制售盗版必究 举报查实奖励

版权保护办公室举报电话: (010)88817519

前 書

私は大学卒業後、貿易会社で対日輸出業務の担当をしたことがある。当時、中国の実情に沿った日本語の貿易実務書は少なく、なかなか手に入らなかった。そのような書籍があれば、貿易の知識を系統的に学べ、中国の輸出業務の流れを把握でき、日本の貿易会社との商談等にも役立つのではないかと常々思っていた。

貿易会社での輸出業務の後、私は日本の大学院で商法を専攻した。日本語の貿易に関する書籍を何冊も買って読んでいるうちに、中国で使える日本語の貿易実務書を自ら書いてみようという発想が湧いてきた。

この発想の実現を本格的に目指したのは、深圳職業技術学院東方言語学部で貿易実務の授業を担当してからのことである。日本語での教案作成、また、日本語での中国輸出入貿易実務の教授を通して、貿易実務書の必要性を再認識し、今回の執筆、出版に至った。本書はその授業の教案をもとに整理し、編集したものである。

本書は国際貿易の概要、国際売買契約、商品の品質・数量・包装、価格条件、国際貨物輸送、海上保険、決済、紛争の解決、輸出入商品の検査と通関、世界貿易機関（WTO）の概要、取引の書類の十一章からなる。貿易実務を中心に紹介しているのが本書の特色であり、価格の計算、業務用の書類、取引上の文章など実務上必要とされる知識や中国の貿易実情、業務の流れを網羅している。

本書は、大学の日本語科の学生、貿易会社の業務担当者の方々

を読者層として念頭に置き、実務貿易の教科書や入門書として広く活用されるように心がけた。

執筆の際、同学部の日本人教師片岡由賀先生、武永洋子先生から多くのご助言を得た。感謝のお礼を申し上げたい。

日本国際交流基金から助成をいただいた。深くお礼を申し上げます。

最後に、出版にあたり、本書の必要性を認めてくださり、労を執ってくださった外語教学与研究出版社の薛豹主任、出版に関わってくださった方々及び他の関係各位に心から感謝申し上げる次第である。

張繼文

二〇〇七年二月

編著者略歴

張繼文：修士、助教授、深圳職業技術学院東方言語学部長。

国営輸出入貿易会社の業務担当、部長、副社長を歴任。メール：jwzh@163.com

崔艷偉：修士、深圳職業技術学院東方言語学部教師。

メール：ywcui9@sina.com

目 次

第一章 国際貿易の概要	1
第二章 国際売買契約	14
第一節 輸出入の流れ	15
第二節 事前の情報収集	17
第三節 契約交渉	20
第四節 契約の成立	29
第三章 商品の品質・数量・包装	40
第一節 品質	40
第二節 商品の数量	46
第三節 包装	50
第四章 価格条件	62
第一節 貿易慣習の発展史	62
第二節 インコタームズ	63
第三節 輸出損益率などの算出方法	74
第四節 価格政策	76
第五章 国際貨物輸送	83
第一節 輸送手段	83
第二節 受け渡し	90
第三節 貨物運送関連書類	93
第六章 海上保険	108
第一節 海上危険	109
第二節 海上保険約款	112

第三節 海上保険の実務	118
第七章 決済	130
第一節 外国との決済方法	130
第二節 荷為替手形による決済方法	134
第三節 荷為替手形と船積書類	136
第四節 信用状	138
第八章 紛争の解決	150
第一節 クレーム	150
第二節 不可抗力	156
第三節 紛争の解決方法	158
第九章 輸出入商品の検査と通関	167
第一節 商品検査制度	167
第二節 輸出入通関	170
第三節 関税と税率	173
第十章 世界貿易機関（WTO）の概要	183
第十一章 取引の書類	194
第一節 書類のリスト	195
第二節 意向書及び契約書	198
第三節 出荷、通関及び決済段階の書類	203
付録	217
付録 1. 国際物品売買契約に関する 国連条約（ウィーン売買条約）	217
付録 2. 中華人民共和国対外貿易法	257
付録 3. 中華人民共和国契約法（総則・売買契約法）	275
参考文献	338

第一章 国際貿易の概要

ポイント

1. 概念：国際貿易 輸出 輸入 赤字 黒字 EDI
2. 国際貿易の対象：モノの貿易 サービス貿易 技術貿易
3. 国際取引法：国際条約 国際商慣習 各国の法律

貿易とは広義的に言えば、国内各地における国内取引と国際間で商品を輸出入する国際貿易に分けられ、国際貿易は国境を超える財貨、サービスの移動を指す。現代社会では、各国間で財貨、サービス、資金、人員、技術、ノウハウなどが国境を越えて活発に移動している。こうした国境を越える経済活動のうち、財貨、サービスの移動を「国際貿易」と呼ぶ。

国際貿易は世界経済の発展を促進している。なぜならば、貿易が自由に行われるという自由競争の原理によって、商品が高級化、高度化し、世界中の物流が促進され、人々に豊富な貿易商品が供給され、生活がより豊かになり、世界経済の繁栄にみちびいたからである。どの国も、国民生活の維持および国内産業の発展のために、国際貿易を必要とする。

自国から外国へ財貨、サービスを販売することを輸出と言い、外国から自国へ財貨、サービスを購入することを輸入と言う。一国の輸出総額が輸入総額を超える場合は輸出超過あるいは黒字と言い、逆に、輸入総額が輸出総額を超える場合は輸入超過あるいは赤字と言う。

従来貿易の分野では、財貨の取引とサービスの取引を区別し、前者を「目に見える貿易」、後者を「目に見えない貿易」と呼ぶ。国際収支上においても、前者の輸出入の差額を「貿易収支」とし、後者の差額を「貿易外収支」に入れるなど別扱いをする。

貿易実務とは、貿易(輸出、輸入)を行う上で必要なマーケティング、契約交渉、船舶等の手配、保険付保、通関、決済、貿易金融、クレーム対応等の実務を指す。経済のグローバル化が進み、また間接貿易から直接貿易へのシフトが進んだ結果、企業における部品・材料の調達、委託生産、海外販売等の貿易取引が急速に拡大し、商社、メーカー、流通業、サービス業、金融業など幅広い業種において、貿易業務が不可欠となっている。

一、国際貿易の対象

商取引は物品売買の原型である原始時代の物々交換から始まり、長い間を経て、貿易の主体をなした。しかし、現代に入ってから、社会の発展とともに、貿易の対象も変わり、より複雑になり、「モノ」のほかに「サービス」、「技術」なども貿易の対象となった。

1. モノの貿易

国際取引の対象となるもの「目的物 (Subject Matter)」は目に見える商品がもつとも大きな比重を占める。本書では主として目に見える商品を対象とする国際物品売買を論述する。

2. サービス貿易

サービス貿易とは、金融、運輸、通信、流通等のサービスの国際取引のことである。近年の世界経済においては、先進国を

中心に経済のサービス化が急速に発展しており、国内産業におけるサービス産業の割合が年々高まっていると同時に、国境を越えたサービスの取引であるサービス貿易も拡大し、世界貿易全体に占める比重は着実に高まっている。

3. 技術貿易

技術も国際取引の対象である。外国企業との技術提携には、技術導入と技術輸出がある。技術導入とは、特許権の使用やノウハウの導入である。また、技術輸出とは自国の製造業者が所有している特許権やノウハウを外国の製造業者が使用することである。

二、国際収支と為替取引

1. 国際収支

国際収支とはある国が外国と行う経済取引を体系的にまとめたものである。すなわち、一国が一定期間中に外国に行ったすべての経済取引を集計した勘定である。この場合の経済取引には貨幣の支払いが伴わないものも含まれる。モノやサービスの取引の流れを表す「経常収支」と、外国への直接投資や証券投資などによる資産と負債の変化を表す「資本収支」に分けられる。

経常収支はその国の国民所得に大きな影響を及ぼすために、国際競争力を判断する指標となっている。モノやサービスの輸出が増えればそれだけ外国からの収入が増え、その国の国民所得も高水準になる。しかし、反対に輸入が増えれば外国への支出が増え、対外競争力が弱くなる。

資本収支はその国のモノやサービスの支出の変化を表すものではないが、投資による国際的な資産、負債の変化を表すために、間接的には国民所得の大きさを左右すると言える。

2. 為替取引

為替取引とは、自国通貨と外貨との取引である。為替取引に関しても需要と供給による価格の決定という市場原理が適用され、その交換比率が流動的に決定される。その需給が均衡を保っていれば問題はないが、実際には常に均衡状態にあるわけではなく、それが不均衡な状態におちいれば、自国通貨の上昇や下落という現象を引き起こし、その変動が急激である場合には、経済社会の混乱を招くことになる。すなわち、国際収支が黒字になると外貨の供給過剰となり、為替相場での自国通貨の上昇現象となって現れる。これは輸入業者には歓迎されても、輸出業者にとっては不利になる。むしろ国際収支が赤字になった場合には、その逆のことが言えるのであり、どちらにしても利益を受け、損失を被る者が生じることとなる。このような状態を良しとせず、自国通貨の安定を望むのであれば、何らかの方法で国際収支の管理が必要になる。

「為替レート」は異なる通貨を交換する時の価格である。レートとはそもそも率、割合、歩合といった意味を持つが、この場合には、1ドルがいくらで交換できるか、また1ユーロがいくらで交換できるかを示す。

(1) 通貨の切り上げと輸出入

一国の通貨の切り上げにより輸入品は仕入れ値が安くなる。仕入れ値が安くなるということは、小売価格も値下げしやすくなるので、輸入企業に利益をもたらす。しかし、輸出企業は、

仮に商品が人民元安の時と同量の販売を行ったとしても、ドルを人民元に両替する際には、人民元高の影響で、収益が減少する。

(2) 通貨の切り下げと輸出入

一国の通貨の切り下げになれば、その分、輸出商品の価格を下げることができる。輸出企業は輸入国において、価格競争の面で有利な立場になり、結果として売上増（利益増）となる。しかし、人民元安により、商品の仕入れ値が上昇し、販売価格も上がる。販売価格が上昇すれば、売上の減少につながり、輸入企業は収益が減少する。

3. 人民元為替の変動

数年来の人民元対米ドルの為替レートの推移を見ると、資本取引における人民元の交換性の制限や、管理フロート制をとっていることもあって大きな変動はない。1990年以降のレートの動きを見ると、1994年に為替レートを一本化した時点で約33%切り下がったが、その後はほぼ横ばいで推移しており、それからの8年間はほとんど変動しておらず、1ドル=8.28元前後であった。

中国政府は2005年7月21日より、市場需給を基礎とした変動相場制を実施することを発表した。人民元対米ドルの固定レートを撤廃し、弾力性のある人民元為替レートメカニズムを構築するために、人民元対米ドルの為替レートは1ドル=8.11人民元に調整され、このレートを銀行間外貨取引の中間価格とした。2007年2月末現在、人民元対米ドルの為替レートは1ドル=7.74人民元前後である。これは対外貿易のアンバランスを緩和、内需を拡大、企業の国際競争力を強化、対外開放レベルを

高めるために講じた必要な措置である。

三、電子商取引（電子ビジネス）

品物や資材などの注文や購入をする場合は、相手先へ電話、ファックスなどを使って伝えるか、あるいは書面に書いて注文するのが普通であった。近年来、IT化とともに、世界的にネットワークを介したビジネスが発展を遂げ、すなわち電子ビジネス（Electronic Commerce）である。電子ビジネスの最初の段階で、電子貿易（Electronic Trade, ET）が導入され、現在では、EDI(Electronic Data Interchange)が導入された。

EDI(Electronic Data Interchange)とは、電子データ交換と訳され、つまり、社内の端末から通信回線を使って、相手先の端末にデータを送り、ネットワークを介してコンピュータ間で直接やり取りする。このような形で商取引を行うことをEDI（電子データ交換）と言う。商取引に関する情報を標準的な書式に統一して、企業間、企業と貿易管理機関で電子的に交換する仕組みで、見積もり、受発注、船舶の予約、決済、出入荷、通関、意見交換、交易管理などに関わる商取引データを、標準的な規約に基づき、インターネットを利用して完成することができる。

EDIを導入することにより、書類などを郵送、転送したり、ファックスしたりする場合と比べて、業務の簡素化、スピード化、確実化、貿易上の安全などを図ることができる。

四、国際貿易と法律

国際貿易において、取引を規制する国際的な統一法が存在しないために、当事者はいずれかの国の国内法である各種の取引

法に則り、円滑に取引をする必要がある。それで、国家ないし国際社会の政策的な観点から取引に何らかの規制を与える強行法規が作成された。さまざまな条約、制度、規則、各種の取引法、公法を包括的に表現するものとして「国際取引法」の名称が与えられ、国際取引及び国際取引紛争に適用されるさまざまな法原則の総称であると定義された。学者によっては国際取引法の範囲は異なり、紛争解決の手続法である訴訟法や準拠法の決定にかかわる国際私法の取り扱いをめぐって、意見が分かれている。国際取引法という特定の名称を冠した法律は今だにない。

国際取引にはいろいろな形態があり、国際貿易にかかわる当事者間の利害を調整する法律規範は国際条約、国際商慣習及び各国の法律などである。

1. 国際条約

国際取引にかかわる条約はさまざまであるが、最も重要なのは「国際物品売買契約に関する国連条約」(United Nations Convention on Contract for the International Sale of Goods)である。国際取引、すなわち国境を越えて行われる取引で最も多いのは、物品の売買であるが、この条約は主として、売買契約の成立とその履行の局面において生じがちなトラブルを避けるために制定された。1980年4月10日にウィーンで採択され、1988年1月1日に発効された。2007年現在の時点で、69ヶ国が加盟している。

中国は締約国で、条約を批准した際以下の二点を留保した。

(1) 契約に書面性を要求する旨の留保。条約の第1条の「書面によって締結又は立証されることを要せず、また方式について

その他のいかなる要件にも服さない」について、中国は売買契約の締結又は立証が書面によりなされるべきであると要求している。

(2)適用領域に関する留保。条約の第1条(b)「適用領域の拡大」について、中国はこの条約の適用領域は、売買契約の両当事者の営業所がそれらの締約国に所在すべきであると要求している。

この条約は次の売買には適用しない。(a)個人、家族又は家庭で使用するために購入された物品の売買。ただし、売主が契約締結時以前に、その物品がどのような使用目的で購入されたのかを知らず、かつ、知るべきでもなかった場合を除く。(b)競売。(c)強制執行その他法令に基づく売買。(d)株式、持分、投資証券、流通証券及び通貨の売買。(e)船舶、艦船及び航空機の売買。(f)電力の売買。

「国際物品売買契約に関する国連条約」のほかに、「外国仲裁判断の承認及び執行に関する条約」、「民事訴訟手続きに関する条約」など国際取引に関する条約もある。

2. 国際商慣習

国際商慣習とは取引上の慣行の中で、国際取引に関わるものである。国際条約と同様に、貿易に関する国際商慣習も非常に多い。その中で、よく使用されるのは、次のようなものである。

(1) インコタームズ (International Rules for the Interpretation of Trade Terms)

国際商業会議所 (ICC) が制定した「貿易条件の解釈に関する国際規則」の略称である。現行のものは2000年に改正され、13種の定型取引条件を規定している。インコタームズでは、貿易

取引契約における貨物取引の場所、危険の移転、所有権の移転、運送の手配と運賃の負担区分、保険の手配と保険料の負担区分、輸出入の通関手続きと関税負担及びその他の経費負担などについて、売主と買主がどのように負担すべきかを、国際統一の規則で取り決めている。

(2)「荷為替信用状に関する統一規則及び慣例」(略称「信用状統一規則」)

(ICC Uniform Customs and Practice for Documentary Credits, 1993 Revision) 国際商業会議所 (ICC) では、信用状の取り扱いや解釈が国によって異なることから起こる問題を処理するために、1933 年に、「荷為替信用状に関する統一規則及び慣例」を制定し、1951 年、1962 年、1974 年、1983 年の改定を経て、現在適用されている 1993 年改訂版 UCP500 (Uniform Customs and Practice for Documentary Credit, Publication No. 500) に至っている。信用状取引はこの統一規則に基づいて行われる。各国の銀行はこれに従うべきである。

3. 各国の立法

資本取引に該当する国際取引であれば、各国の契約法、外国為替法、外国貿易管理法などの法律が適用される。

中国では 1994 年に「対外貿易法」が公布され、10 年間の実施を経て、2004 年 4 月に改正され、7 月 1 日より発効された。

「中華人民共和国契約法」は、1999 年 3 月 15 日に開催された全国人民代表大会第 2 回会議で採択され、1999 年 10 月 1 日より発効された。「中華人民共和国契約法」が成立するまでは、次のような経緯がある。1993 年 9 月 2 日の全国人民代表大会常務委員会は、「経済契約法改正に関する決定」を採択した。その背